

平成30年10月開催

無料労働相談会

ご存知ですか？労働委員会～雇用のトラブルまず相談～

滋賀県労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合・労働者と使用者との紛争を解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。

10月に、**大津市、彦根市、近江八幡市、草津市**で労使関係のトラブルに関する『労働相談会』を行います。

★労働委員会の公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（企業役員等）が三者一組となって相談に応じます。

★労働者個人、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。



○労働者からの相談例

- ★セクハラやパワハラを受けた
- ★最初に示された労働条件と実際とが違う
- ★身に覚えのない理由で解雇を言い渡された



○事業主からの相談例

- ★やむを得ず社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された
- ★社員から高額な退職金を要求された

◆労働相談会開催日時・会場

開催日	相談時間	会場	所在地
10月5日(金)	13:00~16:00	滋賀県労働委員会（県庁東館5階）	大津市京町四丁目1-1
10月14日(日)	13:00~16:00	滋賀県男女共同参画センター 2階研修室A	近江八幡市鷹飼町80-4
10月21日(日)	13:00~16:00	滋賀県消費生活センター2階会議室	彦根市元町4-1
10月23日(火)	17:30~20:00	草津市市民交流プラザ5階小会議室5 (フェリエ南草津)	草津市野路一丁目15-5
10月26日(金)	14:45~17:10	滋賀県労働委員会（県庁東館5階）	大津市京町四丁目1-1

（各日とも、相談時間はお一人概ね50分です。）

◆事前予約が必要です。

◇お申込み方法

- ・電話により、事前にお申込みください。
- ・お申込みは、滋賀県労働委員会事務局（裏面の「事前予約・お問い合わせ先」）までお願いします。

◇お申込み期限

- ・10月14日、21日開催分は、直前の金曜日の午後5時までにお申込みください。
- ・10月5日、23日、26日開催分は、前日の午後5時までにお申込みください。

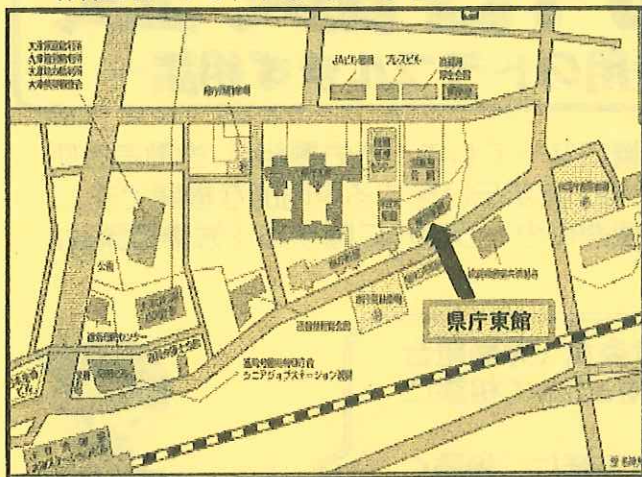
◇その他

- ・各回とも、先着順に4名様まで受付させていただきます。
（ただし、10月23日、26日開催分については3名様までです。）
- ・お電話でお申込みの際、相談内容について概要をお伺いします。

大津会場：10月5日(金)、26日(金)

○滋賀県労働委員会（県庁東館5階）

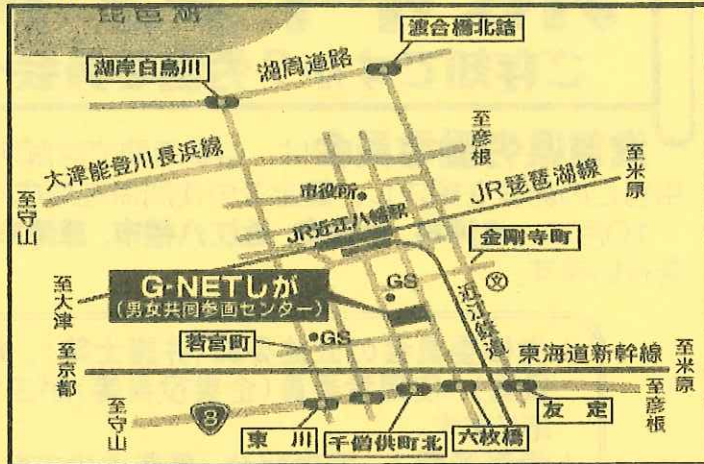
所在地：大津市京町四丁目1-1



近江八幡会場：10月14日(日)

○県男女共同参画センター2階研修室A

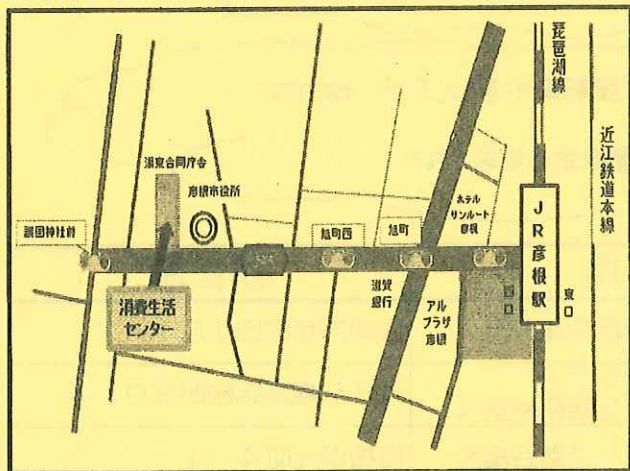
所在地：近江八幡市鷹飼町80-4



彦根会場：10月21日(日)

○県消費生活センター2階会議室

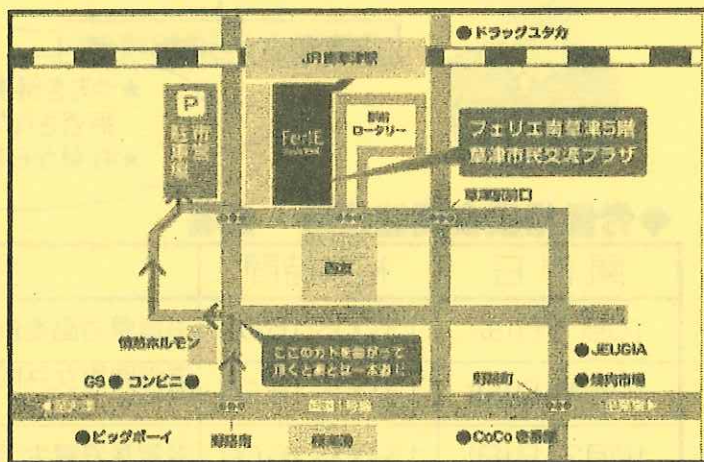
所在地：彦根市元町4-1



南草津会場：10月23日(火)

○市民交流プラザ5階小会議室5

所在地：草津市野路一丁目15-5 (FIRI南草津)



無料ですので、
お気軽にご相談
下さい！



原則として、毎月第4金曜日には、「月例労働相談」も開催しています。

- ・開催時間：14:45～
- ・開催場所：滋賀県労働委員会室
- ・お問い合わせは下記まで

◆事前予約・お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階

TEL：077-528-4472

FAX：077-528-4972

e-mail：le00@pref.shiga.lg.jp

http://www.pref.shiga.lg.jp/1/roi/

☆雇用のトラブルで困ったら、まずはお気軽に事務局までお問い合わせください！